

「教育」の呪縛

——日本人の誤解と盲信

田中 萬年

教育が混迷している。その混迷を解消するためには、日本人が持っている「教育」に対する誤解と盲信を解かない限り、困難であろう。教育に対する誤解と盲信は、一般国民だけではなく、教育学の専門家や研究者の中にも見られる。日本人は「教育」という言葉に呪縛されているのである。ここではその点について考えてみたい。

「教育」は中国語という誤解

「教育」という文字は漢字である。つまり、この文

字と意味は中国からきた中国語である（正式には「漢語」。「教育」という言葉は孟子が最初に「教」と「育」を結びつけて合成し、「得天下英才而教育之」のように君子の三樂の一つとされたのであった。このような解説は必ず教育研究者の著書に紹介される。

しかし、この時の「教育」とは、王智新によれば、国王が国を強大にするためには、どうすべきかと議論する文脈であり、国王の役割を提案したものである、という。すなわち、ここでの教育は、近代的意味での「教育」ではない、という。そして、中国では「孟子」以降、「教育」は使われなかったという。

一方、わが国では孟子の学問は儒学として伝わり、当然、その学問の中で「教育」も用いられていた。最古の文献は、一二世紀に藤原孝範が書いた『明文抄』のようである。しかし、「教育」の言葉の意味を一般庶民が理解するまでには至っていなかったはずである。つまり、教育が普及した明治期でも「学問」の語が一般的だった。それは、『浮雲』におけるお勢さんの母親が「立身出世すればこそ学問だ」と文三さんをなじった時の言葉に表れている。それは一八八七（明治二〇）年であった。

このような事情を考慮すると、国民に「教育」に関する観念を植え付けた決定的なきっかけは一八九〇（明治二三）年十月三十一日に「下賜」された「教育勅語」（以下「勅語」という）といえる。しかし、「勅語」の「下賜」によってただちに国民に「教育」が普及した、ということではない。

勅語は天皇の言葉であり、法令のように名称が付いているわけではない。その「勅語」を「教育に関する勅語」、「教育勅語」と名付けたことは「教育」概念を日本的に形成しようとした政府の意図だったといえる。「勅語」に用いられている「教育」はただの一回であ

り、勅語の内容からすれば「徳育に関する勅語」というのが正しかったはずである。

「勅語」の検討は、地方長官会議での「徳育涵養ノ義ニ付建議」に始まり、初期の原案には「徳育の大旨」との題名があった。さらに「勅語」の検討の過程で「教育」は「教養」という言葉に変更されたこともあるのである。

ラジオ放送の開始は一九二五（大正一四）年であり、社会の出来事を知るメディアとして新聞の役割は大きかったはずである。ところが、読売新聞は「勅語」を掲載するが、一度も社説や解説を掲載していない。朝日新聞は解説も掲載しているが、東京の購読率は高く見積もっても二三戸に一戸の比率に過ぎない。地方ではより低いはずである。このような新聞の普及率から見ると、勅語の「下賜」で国民は「教育」を知ったとは言えない。

教育に関する「勅語」が「下賜」された翌日「勅語奉体に関する文部大臣訓辞」が発せられた。「勅語」では一回しか使用されていなかった「教育」が、「勅語」より短いこの訓辞では二度も使用され、徳育（道徳）の内容をあえて「教育」と意味づけようとしてい

ることが分かる。こうして、「勅語」は機会あるごとに校長により生徒全員の前で朗読された。小学校の高学年になると空で暗唱出来なければならなかったという。さらに、上の学年では清書できなければならなかったという。つまり、「勅語」の国民への浸透は、その「奉読」を聞くことよって「教育」の何たるかを理解したということになる。

国民は「教育」とは「我が臣民克ク忠ニ克孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」として理解したはずである。つまり、「天皇の臣民としての」教育としてである。

このように、日本の「教育」は孟子の言葉ではなく、日本的な意味が込められている。つまり、日本では「教育」を独自に解釈し、新しい意味を付与して、日本語として定着・使用されてきたと言える。

それでは近年中国で使用されている「教育」はどのようにして使用されたのであろうか。王智新よると、中国における「教育」は外来語として、日清戦争「中国名」甲午戦争「一八九四―九五（明治二七―二八）」以後に日本より逆移入されたという。

ただ、このことに疑問をはさんだ人は福沢諭吉の「発育」論と川上正光の「開智」論ぐらいである。

のちに初代文部大臣になる森有礼は一八七一（明治四）年にアメリカ公使となったが、仕事の傍らアメリカの教育を調査した。アメリカの教育長官、議員、各大学長及び学界の著名人に学校の規定や教授の方法などについて質問状を出した。その回答はみな名言卓説であったので、森はそれらを一冊の『Education in Japan』にまとめて本国政府に送った。

やがて、一八九六（明治二九）年頃、森有礼の『Education in Japan』の中国語訳が『文学興国策』という書名で出版された。『Education in Japan』がアメリカで出版されて、中国語訳は森の約束した日本語訳より半世紀以上も早く刊行され、中国知識人の思想形成及び中国の近代教育改革に重大な影響を与えた。『文学興国策』は一八九六年に第一刷を発行して、その後、版を何十回もかさね、一九一六年ごろまでに数万部売れたという。知識人は争ってそれを求め、ついに無断翻訳の海賊版まで続出した。

「教育」の呪縛
ここで、我々が注目すべき事は、森が記した“Education”を英語と中国語の両者に堪能なアレンがあえ

日清戦争以降、日本の文化に注目が集まったのは当然であった。いわば日本ブームとなった。中国での西洋文化の移入は、日本での訳書を利用して行われた。欧米の言葉を学ぶよりも、日本語にすでに翻訳された欧米の著書を学ぶことが合理的であり、それが奨励された。このようにして、当然ながら言葉の上でも「日本的漢字」がはやることになった。

中国でその後使用されるようになった日本からの「移入」用語は相当数にのぼる。専門用語も多く、氏が紹介している用語は人文社会科学系で一七四、自然科学系で六五あるが、その中に、「教育」が含まれていたことは言うまでもない。その他、関連する用語も少なくない。

このように、中国で今日使われている「教育」は孟子の「教育」ではなく、日本語の「教育」なのである。

「教育」は“Education”という誤解

私が見たわが国の英和辞典、和英辞典のすべては「教育」と“Education”を同じ概念として定義している。日本教育学会の用語集においても同様である。

「教育」と訳さなかったことである。このことは、孟子以来の「教育」とは異なる意味を“Education”が有していた、と考えたからではなからうか。

日本では『Education in Japan』は当然『日本教育論』あるいは『日本教育策』と訳して紹介されている。このように、アレンが“Education”と「教育」とを一概に同一視していないことはそれらの言葉の持つ概念に差異があると理解していたからであろう。

ところで、一九七〇年に D.C.I.A.U は『孟子』を翻訳した“Mencius”を Penguin Books より出版している。L.A.U は“Mencius”におおつて、君子の三樂であった「得天下英才而教育之」を次のように訳している。

He has the good fortune of having the most talented pupils in the Empire. This is the third delight.

すなわち、L.A.U は「教育」を“Education”とは訳していないのである。

“Education”を「教育」と訳さなかったアレンと、「教育」を“Education”と訳さなかった L.A.U は共通する点がある。つまり、日本人のように、“Educate

ion」と「教育」は同じである、と理解していないことである。

それでは、福沢が「発育」であるべきと言い、川上が誤訳だと言ったことを検証するために、『ランダムハウス辞典』"Education"を見てみよう。

1、教育、指導、教室の授業などによって(人)の心身の諸能力を引き出すこと (to develop)。2、指導または訓練によって特定の職業ないし業務に携わる資格を賦与すること・養成する (train) こと。例、誰かを法律家に教育する。3、…のため education を与えること。学校へやること。4、(聴覚、味覚などを)引き出し (to develop)、或いは熟達させること。例えば、上品な食物の味がわかるように人の味覚をきたえる。

このように、英語の "Educate" の概念はまず "to develop" であることが分かる。そして、その対象は知識だけではなく、"skill" や "calling" や "business" への準備も入っている。つまり、これらは職業に関する内容である。これらは他の英語辞書の "Education" にも共通する。つまり、「教育」と "Education" の定

「教育を受ける権利」は国際的規定という誤解

ところで「日本国憲法」の第二六条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と規定している。このように、戦後の教育に関する基本的な規定がわが国では「教育を受ける権利」となっている。それではこの規定は誰が書いたのであろうか。

GHQの「日本国憲法草案」の第二四条の内容は、「日本国憲法」の第二五条から第二七条までの内容に關係することであるが、教育に関する規定は第2項の「自由な、普遍的な、そして義務的な教育が確立されるべきです。」だけである。

この草案とさきに紹介した現行憲法第二六条がいかにも異なるかは誰でも分かることである。このGHQの草案と異なる現行憲法の第二六条の規定は、従って日本人が書いたと言ふことになる。

しかし、護憲派と目される人も、また、教育の民主化を説く人々も、なぜかこの第二六条は日本人が起草

義は異なるのである。

一方、一八〇七(明治四〇)年の教育「勅語」の「官定英訳」では教育を "Education" として紹介した。つまり、福沢を除けばわが国の関係者はあえて「教育」を "Education" と結びつけようとしていたことが分かる。このことは当時の為政者達に共通する認識であったようであり、中国の識者との大きな違いであることを指摘できる。そして、以上のような思考形式は、英和、和英の辞典を編集した英文学者にも、その後の教育学を研究している研究者にもそのまま受け継がれた、ということが出来る。

以上のように、「Education」を「教育」としたことは誤訳ではなく、むしろ積極的な「意識」だった、といえる。そのようにわが国で意味づけられた言葉を今日でも使用している意味を検討すべきであろう。

"Philosophy" を「哲学」と意図的に訳し、このことを誰もが理解して研究を進めている哲学の分野では良いとしても、その差異を問題にしていけない教育の分野では根本的な問題があるといえよう。

青木卓の本

技術と人間

現代をさまよう注目のノンフィクション作家

最新刊 三部作なる

よみち
夜路のガードマン 四六判並製 二二二頁 一七〇〇円 十税

日雇い日払い棒ふり物語

デイズニーランド

裏舞台

夢の王国で働く人の物語 四六判並製二四八頁 一九〇〇円十税

マクドナルドの

勝手裏

四六版並製二四八頁 一九〇〇円十税

ご注文は書店または下記へ



ペリカン便で
明日よめます

03-3558-7331

送料400円~900円 (配送料・代引料)

したと言ふことを主張しない。いずれにしても憲法における教育に関するこの事実はわが国の教育の混乱と深い関係にあるように思われる。

ところで、わが国の教育学界において、教育権論を体系化させたその代表的研究者として堀尾輝久を上げても異論は出ないであろう。堀尾は元東大教授であり、日本教育学会元会長でもあった。近年は日本教育法学会の会長である。そして、氏の「教育権論」は教育学界において一世を風靡し、今日まで氏の教育権論に批判を挟んだ研究者はいない。氏は長年にわたり幾多の著書、論文を著しているが、憲法第二六条の意味について次のように記している。

「教育を受ける権利」は、……さらに世界人権宣言（一九四八年）にもその規定をみるにいたり、そのことによって、「教育を受ける権利」は人類共通の思想的財産となった。

わが国の憲法の制定は一九四六（昭和二一）年であり、「世界人権宣言」の国連総会採択が一九四八年であるから、「日本国憲法」の規定が「世界人権宣言」にもみられ、人類共通の思想となった、という論理である。この論理は堀尾の「教育権論」のまさに「思想的財産」

のようであり、氏の著作によく使われる理論である。それでは「世界人権宣言」を見てみよう。その「教育への権利」は第二六条であるが、その冒頭で「すべて人は、教育への権利を有する。」としている。

このように、「世界人権宣言」では「教育を受ける権利」ではなく「教育への権利」である。この原文は「the right to education」であり、どこにも「receive」の語はない。「receive」が無い英文を翻訳して「受ける」とする堀尾の方が誤訳なのではなからうか。しかし、誤訳ではないという説明はなく、「receive」が無い英文を「受ける」と解釈する事が正しい、という説明もない。ここ三〇年間に堀尾は氏の教育権論に疑問を持つていないだけでなく、それを発展させてきている。

堀尾のような研究者までもが「教育を受ける権利」を盲目的に信じているのは何故なのだろうか。この理由は、推測の域しか出ないが、戦前の教育が「教育を受ける義務」だったため、義務から権利になったことを国民としては重要な民主主義の成果だ、と捉えたのではなからうか。

このようなことは、憲法論の批判的吟味が十分でな

かったことに原因があると思われる。なぜなら、憲法の起草者はすべて戦前の日本で生活して来た人たちであるからである。彼らは無意識のうちに戦前の制度思想を超えられなかったのである。例えば国会による「勅語」の失効確認は一九四八（昭和二三）年六月であり、「日本国憲法」も次の「教育基本法」を議論する時にも「勅語」は生きていたのである。

なお、堀尾に限らず、「世界人権宣言」を紹介している著書で、「宣言の“right to education”の部分」を「教育を受ける権利」と訳しているものが少なくない。管見では政府・文部省発行の資料集はすべてがそのようなになっている。

「教育」の呪縛

「日本国憲法」第二六条第一項の英訳は“All people shall have the right to receive an equal education correspondent to their ability, as provided by law.”となっている。このように、明らかに「受ける権利」を明確に英訳している。「日本国憲法」案の翻訳を理解できないことはないとしてGHQ担当官も異論を挟まなかったのではなからうか。それは、教育に関する規定が憲法制定問題の核心ではなかったからなのではなからうか。アメリカにとって日本の教

息子はなぜ白血病で死んだのか

嶋橋美智子著

中部電力浜岡原発で被曝労働に従事した一人息子の死の責任を追究し、労災を勝ち取った母親の痛恨の手記。 一九〇〇円十税

敦賀湾原発銀座

「悪性リンパ腫」多発地帯の恐怖

明石昇二郎訳

敦賀湾の原発風下地帯に全国平均の一〇倍以上の悪性リンパ腫死者がいる。全戸訪問など若さで調べた出色のルポタージュ。 二五〇〇円十税

チェルノブイリ事故による放射能災害

国際共同研究報告書

今中哲二編

日本、ベラルーシ、ロシア、ウクライナの科学者が共同で、詳細な住民の疫学的調査を行ない、チェルノブイリ原発事故の実相に迫る。 三四〇〇円十税

東京都新宿区新小川町3-16
電話(03)3260-9321
振替00170・7・192694

技術と人間

育は二の次であったのであろう。

日本語の「教育を受ける権利」ではその「教育」概念が問題となる。例えば、『広辞苑』の定義に従えば、「教えられ育てられる権利」、「知能をつけられる権利」、「望ましい姿に変えられる権利」となる。このような思考形式が基本的人權の論理だとは思えない。

『広辞苑』を見る限りでは今日の「教育」の概念が戦前と異なるというような理解を知識人がしているとは思えない。つまり、今日の「教育」の概念が戦前と同じ言葉である「教育」とは異るとする国民的合意がなければ、「教育を受ける権利」の用語は極めて理解できない使用法である。

この問題は日本の教育問題を考える上で特に重要である。なぜなら、これまでの教育権論は、すでに紹介したように堀尾の理論を中心として構築されているからである。つまり、その堀尾の論の中核となる部分が、極めて理解できないからである。

しかし、このことに多くの研究者が気付かぬはずはない。気付いていながら提起しないのは、おそらく、憲法改悪にその論理が利用されるかも知れない、という危惧からであろう。しかし、「日本国憲法」は不磨

の大典ではない。人が作成した憲法に問題がないわけではないはずであり、教育論の立場からの真摯な批判が真の教育学を発展させることになるのではなからうか。それを恐れて教育論を展開しないことは、教育学の立場ではなく、政治論の立場から教育を見て、と批判されてもやむをえないのではなからうか。

GHQは「教育基本法」を完訳しなかったこと

GHQがわが国を指導した研究は出尽くした観がある。そして、「教育基本法」の研究もおびただしく出ている。しかし不思議なことに、GHQが翻訳した「Fundamental Law of Education」が「教育基本法」のすべてを翻訳していないことについて触れた研究はない。

GHQが翻訳しなかったのは第七条の第一項である。「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、政府及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」という条文である。GHQの翻訳文が非公開であったわけではない。

記された“education carried out in places to work”に注目が集まったとしても不思議ではない。

「勤労の場所における教育」はアメリカ人にとって、何故ことさらにそれを強調するのか、という疑問が生じてもおかしくないといえる。つまり、アメリカ人の“Education”の立場からは、その条項は無くても良いということになる。文部省が「社会教育」の条文を“Social Education”と訳してGHQに提案したが、アメリカには“Social Education”という用語はなく、アメリカでは社会主義的教育と誤解されかねない、ということと関連があったのではなからうか。

「教育基本法」の「条項の成立には、占領軍の側からの、『成人教育による民主主義普及』の期待と、『社中心の社会教育の振興』によって『国体護持』を貫こうとする旧勢力の熱望との、あい矛盾するもの競合があった。」(三井)という。つまり、日本政府の保守的体制へ回帰したいという政治的思惑と、GHQの社会主義思想教化への危惧を認識しながらもその問題を露呈させたくないという外交的思惑の妥協の産物だったのではなからうか。これらの思惑の背後には、日本における「教育」と欧米における“Education”観

第七条の「社会教育」はもともと日本的であり、欧米での“Adult Education”とは概念が異なっていたこととも絡んでいたのではなからうか。また、本来Educationには日本的な職業訓練の意味が込められている。とくにアメリカ人の立場からは、日本の草案に

の相違が内在していたのであり、その問題を孕んだまま、「教育基本法」は制定されたといえるのではなからうか。

「社会教育」を是非とも入れたいという日本側と、それを「社会主義教育」と解されないようにしたいとするGHQの妥協の産物として「教育基本法」は制定されたのかも知れない。憲法と同じく、「教育基本法」もアメリカに押しつけられたとする論調があるが、それは正しくないことが明らかである。アメリカはそれを黙認したのである。

本稿で明らかにしたように、「教育」に関して日本人は戦後の民主化について大きな誤解をしたまま今日に至っている。その根源は「教育勅語」の呪縛から解かれていない、ことにあるようである。一般国民だけでなく教育の専門家も未だに逃れていないと言える。この問題を解くためには、戦後改革を再検討しなければならぬといえよう。

なお、詳しくは拙著『生きること・働くこと・学ぶこと―「教育」の再検討―』、(技術と人間、二〇〇二年三月刊行)、をご参照いただければ幸いである。

主要文献

- 王智新「中国における近代西洋教育思想の伝播と変容について(一)」、『宮崎公立大学人文学部紀要第七卷第一号』、一九九九年。
- 田中萬年「『教育基本法』の『勤労の場所における教育』における教育観」、『職業能力開発大学校紀要第二八号―B』、一九九九年3月。
- 堀尾輝久「義務教育」、宗像誠也編著『新装版 教育基本法』、新評論、一九八八年5月。
- 三井為友「社会教育」、同上書。

(たなか・かずとし 職業能力開発総合大学校)

有毒ゴミの国際ビジネス

ビル・モイヤーズ編／粥川準二・山口剛訳

二〇〇〇円十税

チェルノブイリ事故による放射能災害

今中哲一編 三四〇〇円十税

技術と人間

〒一六二〇八二四 新宿区新小川町三十一六
TEL(三三六〇)九三二 FAX(三三六〇)九三二

「教育」の呪縛―日本人の誤解と盲信―

下記のようなミスがありましたので、ご訂正をお願いします。

正誤表

頁	段	行	誤	正
55	下段	後から4行目	大臣訓辞	大臣訓示
		2行目	この訓辞	この訓示
58	上段	5行目	辞典』Edu	辞典』のEdu
59	上段	12行目	「自由な	「無料の